

次回予定期日 2022年（令和4年）12月23日 午後3時

平成24年（ワ）第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川 照 外

被告 国 外

準備書面 94

—玄海町在住原告の人格権侵害の具体的危険性—

2022（令和4）年12月9

日

佐賀地方裁判所 民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 椛島 敏雄

弁護士 東島 浩幸

外

第1 本準備書面の目的

- 1 原告らは、準備書面6・16頁、準備書面23、準備書面33において玄海原発稼働中の発電所周辺自治体とくに発電所が所在する玄海町において稼働後白血病死亡率が上昇し全国平均より高くなっていることを述べた。

今回、疫学専門家の調査研究結果（甲B128号証の1・2）に基づき、あらため

て被告九州電力玄海原子力発電所の稼働後、長崎県・佐賀県周辺自治体、特に玄海町において全国平均より高くなっていることが明らかになった。そこで、本準備書面において、少なくとも玄海町在住原告らは、被告九州電力玄海原子力発電所稼働によって白血病死という生命・身体の安全に対する具体的危険性が発生するため、人格権に基づき、被告九州電力玄海原子力発電所の稼働は差し止められるべきであることを明らかにする。

- 2 なお、甲 B128号証の1・2の調査研究結果は、2018年8月26日～30日、カナダのオタワにおいて開催された第30回国際環境疫学学会総会において、査読を受けた後発表が認められた論文である。

第2 調査結果・結論

1 調査結果

- (1) 長崎県・佐賀県の調査地域における標準化死亡率比（SMR）¹は、1975年（昭和50年）10月15日の玄海原子力発電所の稼働開始後に上昇した。玄海原子力発電所稼働前は長崎市だけがやや高い標準化死亡率比だったが、稼働後は長崎県・佐賀県すべての調査地域で全国平均と比べて高い標準化死亡率比であった。玄海原子力発電所が位置する玄海町は最も高い標準化死亡率比であった（3.41, 95%信頼区間3.1 - 5.6）。長崎県・佐賀県の調査地域は成人T細胞白血病（ATL）の発生率の高い地域として知られる九州地域に位置しているが、標準化死亡率比の時間的空間的な傾向はATLによって説明することはできない。

¹ SMR（標準化死亡率）とは、ある基準となる集団の死亡率を100とし、比較する対象の死亡率がどの程度の大きさであるかを示すもので、死亡率の比較や曝露が死亡率に及ぼす影響を知るために用いられます。人口規模の少ない市町村や死亡数の少ない疾患の状況を見るときも、誤差が小さいためよく利用されます。SMRが100より大きいときは、対象集団の死亡状況が基準集団より比較的悪く、100より小さいときは基準集団より良いことを意味します。SMRの計算には対象となる集団の年齢階級別死亡率比は必要ないため、比較的手軽に計算することができます。

(2) ATLで説明できない理由（原告ら準備書面23, 甲B14, 甲B15）

ATLは、白血病・リンパ腫の一種である。1980年にHTLV-1が発見され、ATLがHTLV-1によって引き起こされていることが明らかになった。HTLV-1とは、ひと細胞白血病ウイルス（Human T-cell Leukemia Virus Type1）の略である。このウイルスは、血液中の白血球の1つであるTリンパ球に感染して白血病を起こすウイルスとして発見されたことから、この様な名前と呼ばれている。HTLV-1が発見されたのは1980年と比較的最近であるが、このウイルス自体は古くから人類と共存してきたものである。日本では縄文時代（紀元前約1万年頃～紀元前300年頃）より前からHTLV-1の感染があったといわれている。したがって、標準化死亡率比の時間的空間的な傾向はATLによって説明することはできない。

2 結論

被告九州電力玄海原子力発電所の炉型は、沸騰水型（BWR）に比べて放射性物質の放出量が多い加圧水型（PWR）である。この調査は、疫学・統計学からみて白血病と日本で通常稼働している原子力発電所との関係性を示唆するものである。

第3 まとめ

甲B128号証の1・2の調査結果・結論から明らかなように、被告九州電力玄海原子力発電の通常稼働により、長崎県・佐賀県在住原告、特に玄海町在住原告には、白血病の発生・白血病による死亡という、人格権の根幹ともいべき生命・身体の安全に対する具体的危険性が存在する。よって、被告九州電力玄海原子力発電の稼働は、直ちに差し止められるべきである。

以上